

新発田市・胎内市・聖籠町
定住自立圏の形成に関する協定書

平成28年10月5日

新発田市・聖籠町

新発田市・胎内市・聖籠町 定住自立圏の形成に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と聖籠町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携を図りながら、新発田市、胎内市及び聖籠町の区域（以下「圏域」という。）全体の活性化を図ることにより、圏域における定住に必要な都市機能及び生活機能を高め、持続可能な社会基盤を築き、もって安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次条に規定する政策分野において相互に役割を分担し、連携して取り組むものとする。

（連携する取組の内容及び役割）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担し、連携して事務の執行に当たるものとし、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、廃止に係る議案を議会に付議する前に他方と協議した上で、議決を経るものとする。ただし、廃止に係る協議が整わないときは、協議を終了し、議決を経た上で、その旨を他方に通告することができる。

2 前項ただし書の規定による通告は、書面によって行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項ただし書の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年10月5日

甲 新発田市中央町4丁目10番4号

新発田市

新発田市長

二階堂 駿



乙 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町

聖籠町長

渡邊廣左



別表（第3条関係）

I 生活機能の強化に係る政策分野

1 福祉

(1) 子育て環境の充実

取組の内容	圏域の子育て支援を充実させるため、圏域全体で安心して子育てができる環境を整備する。
甲の役割	乙と連携して、子育て支援に関するサービスの提供や施設の整備を行い、利用普及を推進するとともに、取組の調整を図る。
乙の役割	甲と連携して、子育て支援に関するサービスの提供や施設の整備を行うとともに、利用普及を推進する。

2 産業振興

(1) 広域観光の推進

取組の内容	圏域における観光資源や特産品を全国に発信し、誘客につなげるため、観光PRや観光ルートを形成し、広域的な観光振興を行う。
甲の役割	<ul style="list-style-type: none">・甲が中心となり、関係機関等の調整や情報の集約を行う。・乙と連携して、圏域の観光資源の魅力の情報共有と発信を行うとともに、広域的な観光ルートを形成し、誘客促進に向けた観光産業の検討を行う。
乙の役割	<ul style="list-style-type: none">・甲へ必要な情報提供等を行う。・甲や関係機関と連携して、圏域の観光資源の魅力の情報共有と発信を行うとともに、広域的な観光ルートを形成し、誘客促進に向けた観光産業の検討を行う。

(2) 農業振興の推進

取組の内容	圏域の農業振興の情報を共有し、農産物等のPR活動や販売促進活動により消費拡大に取り組む。
甲の役割	<ul style="list-style-type: none">・甲が中心となり、関係機関等の調整や情報の集約を行う。・乙と連携して、農産物等の情報を共有し、PR活動や販売促進活動に取り組むとともに、圏域経済の活性化を図る。
乙の役割	<ul style="list-style-type: none">・甲へ必要な情報提供等を行う。・甲と連携して、農産物等の情報を共有し、PR活動や販売促進活動に取り組むとともに、圏域経済の活性化を図る。

(3) 雇用の促進

取組の内容	圏域の学生等を対象とした圏域内企業へのインターンシップを導入し、企業への就業支援と雇用機会の拡大を図る。
甲の役割	圏域内企業への雇用機会の拡大と地域経済の活性化のため、乙と連携して、関係機関との調整を図り、圏域における学生等の就業を支援するための中心的役割を担う。
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・甲へ必要な情報提供等を行う。 ・圏域内企業への雇用機会の拡大と地域経済の活性化のため、甲と連携して、関係機関との調整を図り、圏域における学生等の就業を支援する。

3 その他

(1) 相談体制の充実

取組の内容	甲及び乙が実施する弁護士相談の相互利用を可能とし、住民の利便性を向上させる。
甲の役割	圏域で実施する弁護士相談の相互利用の実施に当たり、乙と連携して利用に関する周知を行うとともに、甲が中心となり取組の調整を行う。
乙の役割	圏域で実施する弁護士相談の相互利用の実施に当たり、甲と連携して利用に関する周知を行う。

II 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

(1) 地域間の公共交通の連携強化

取組の内容	各地域における生活圏に応じた移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス事業者による路線バスの存廃を見据えた公共交通網の再編、整備を進め、持続可能な公共交通体系を構築する。
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と連携して関係機関等との調整を行い、地域の実情に応じた新たな生活交通の導入や運行形態等の見直しを甲が中心となり進める。 ・地域の公共交通を維持するため、甲乙相互の連携を強化し、地域との協働により更なる利用促進を図る。
乙の役割	甲と連携して、地域の実情に応じた新たな生活交通の導入や運行形態等の見直しを進めるとともに、地域の公共交通を維持するため、更なる利用促進を図る。

2 道路等の交通インフラ整備

(1) 施設、インフラ、道路網の整備促進

取組の内容	安全な生活環境の維持確保と利便性の向上のため、圏域内外をつなぐ幹線道路や生活に密着した施設等の整備を進め、インフラの構築を図る。
甲の役割	圏域の利便性向上のために、乙と連携して生活に必要な道路等の整備を行うとともに、圏域の交通インフラの維持を推進する。
乙の役割	圏域の利便性向上のために、甲と連携して生活に必要な道路等の整備を行うとともに、圏域の交通インフラの維持を推進する。

3 地域内外の住民との交流促進

(1) 市民活動の連携強化

取組の内容	圏域で地域づくりに取り組む市民団体の連携や活動の情報の共有、発信の機会を促進し、広域的なまちづくりの基盤づくりと振興を図る。
甲の役割	乙と連携して取組の調整を図りながら、甲が中心となり圏域で実施するイベント等を開催し、市民団体等への参加を推進するとともに、住民への周知宣伝を行い、相互交流の促進を図る。
乙の役割	甲と連携して、圏域で実施するイベント等を開催し、市民団体等への参加を推進するとともに、住民への周知宣伝を行い、相互交流の促進を図る。

(2) 地域資源を活かした交流促進

取組の内容	魅力ある圏域づくりのため、歴史文化を活かした交流拠点の整備を行い、圏域内外との交流の促進を図る。
甲の役割	乙と連携して、歴史文化を活用した圏域内外の住民との交流拠点づくりを進めるための検討、調整を行う。
乙の役割	甲と連携して、歴史文化を活用した圏域内外の住民との交流拠点づくりを進めるための検討、調整を行う。

4 スポーツの振興

(1) スポーツ振興の推進

取組の内容	圏域におけるスポーツ振興を図るため、スポーツ施設の管理運営の充実に向けた情報共有や管理技術の向上を図るとともに、各種スポーツイベントやスポーツ活動を促進する。
甲の役割	<ul style="list-style-type: none">・圏域のスポーツ振興を図るため、甲が中心となり、スポーツ施設の管理運営の充実に向けた情報の提供や管理技術の研修を実施する。・乙と連携して、スポーツイベントやスポーツ大会等を開催し、住民への参加を促進する。
乙の役割	<ul style="list-style-type: none">・圏域のスポーツ振興を図るため、甲と連携して、スポーツ施設の管理運営の充実に向けた情報の提供や研修に参加し、管理技術の向上を図る。・甲と連携して、スポーツイベントやスポーツ大会等を開催し、住民への参加を促進する。

5 その他

(1) 交流、定住の推進

取組の内容	圏域の成婚を促進するため、男女の出会いの場の創出に取り組む。
甲の役割	<ul style="list-style-type: none">・甲が中心となり、関係機関等の調整や情報の集約を行う。・乙と連携して、取組の調整を図りながら、圏域を対象とした効果的な婚活支援事業を企画、運営し、住民に対して事業の情報発信を行うとともに、広域的な取組を行う体制づくりの検討を進める。
乙の役割	<ul style="list-style-type: none">・甲へ必要な情報提供等を行う。・甲と連携して、圏域を対象とした効果的な婚活支援事業を企画、運営し、住民に対して事業の情報発信を行うとともに、広域的な取組を行う体制づくりの検討を進める。

III 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域内の職員交流

(1) 職員の資質向上

取組の内容	圏域で合同研修等を実施し、市町職員の資質向上と職員間のネットワークを強化する。
甲の役割	乙と連携して、職員の資質向上と圏域の職員のネットワークを形成するため、必要な調査、研究を行うとともに、合同研修を開催する。
乙の役割	甲と連携して、職員の資質向上と圏域の職員のネットワークを形成するため、必要な調査、研究を行うとともに、合同研修を開催する。

2 その他

(1) 男女共同参画の推進

取組の内容	圏域における男女共同参画社会の形成を促進するため、住民を対象とした啓発事業を実施する。
甲の役割	乙と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた効果的な啓発事業を企画し、実施するとともに、甲が中心となり取組の調整を行う。
乙の役割	甲と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた効果的な啓発事業を企画し、実施する。